

第109回宍粟市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和4年12月15日（水曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 12月15日 午前9時30分宣告（第4日）

議事日程

- | | | |
|-------|----------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 第 87号議案 | 令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第7号） |
| | 第 88号議案 | 令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 89号議案 | 令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 90号議案 | 令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 91号議案 | 令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 92号議案 | 令和4年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 93号議案 | 令和4年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 94号議案 | 令和4年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 2 | 第 95号議案 | 宍粟市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 第 96号議案 | 宍粟市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について |
| 日程第 4 | 第 97号議案 | 宍粟市選挙における報酬及び手当に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 第 98号議案 | 宍粟市御形の里オートキャンプ場条例の制定について |
| 日程第 6 | 第 99号議案 | 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 第 100号議案 | 宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について |

日程第 8	第 101号議案	宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	第 102号議案	宍粟市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 9	第 103号議案	宍粟市職員ゝの定年等に関する条例等ゝの一部を改正する等ゝの条例について
日程第 10	第 104号議案	宍粟市職員ゝの特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第 11	第 105号議案	宍粟市手数料条例等ゝの一部改正について
日程第 12	第 106号議案	宍粟市消防団条例の一部改正について
日程第 13	第 107号議案	宍粟市非常勤消防団員に係る退職報償金ゝの支給に関する条例の一部改正について
日程第 14	第 108号議案	観光施設等ゝの使用料ゝの見直し等に伴う関係条例ゝの整備に関する条例について
日程第 15	第 109号議案	宍粟市水道事業給水条例の一部改正について
日程第 16	第 110号議案	公立宍粟総合病院使用料及び手数料条例の一部改正について
日程第 17	第 111号議案	姫路市及び宍粟市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約ゝの一部変更について
日程第 18	第 113号議案	令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）
日程第 19	第 114号議案	宍粟市住民投票条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第 1	第 87号議案	令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）
	第 88号議案	令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第 89号議案	令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
	第 90号議案	令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第 91号議案	令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）

	第 92号議案	令和4年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）
	第 93号議案	令和4年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	第 94号議案	令和4年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 2	第 95号議案	宍粟市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
日程第 3	第 96号議案	宍粟市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
日程第 4	第 97号議案	宍粟市選挙における報酬及び手当に関する条例の制定について
日程第 5	第 98号議案	宍粟市御形の里オートキャンプ場条例の制定について
日程第 6	第 99号議案	宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 7	第 100号議案	宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第 8	第 101号議案	宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	第 102号議案	宍粟市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 9	第 103号議案	宍粟市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について
日程第 10	第 104号議案	宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第 11	第 105号議案	宍粟市手数料条例等の一部改正について
日程第 12	第 106号議案	宍粟市消防団条例の一部改正について
日程第 13	第 107号議案	宍粟市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
日程第 14	第 108号議案	観光施設等の使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第 15	第 109号議案	宍粟市水道事業給水条例の一部改正について
日程第 16	第 110号議案	公立宍粟総合病院使用料及び手数料条例の一部改正について

日程第 17 第 111号議案 姫路市及び宍粟市における連携中枢都市圏形成に係る
連携協約の一部変更について

日程第 18 第 113号議案 令和 4 年度宍粟市一般会計補正予算（第 8 号）

日程第 19 第 114号議案 宍粟市住民投票条例の一部改正について

応 招 議 員（14名）

出 席 議 員（14名）

1 番 中 本 隆 敏 議員	2 番 垣 口 真 也 議員
3 番 神 吉 正 男 議員	4 番 浅 田 雅 昭 議員
5 番 八 木 雄 治 議員	6 番 西 本 諭 議員
7 番 山 下 由 美 議員	8 番 津 田 晃 伸 議員
9 番 前 田 佳 重 議員	10 番 大 畑 利 明 議員
11 番 欠 番	12 番 林 克 治 議員
13 番 欠 番	14 番 今 井 和 夫 議員
15 番 大久保 陽 一 議員	16 番 飯 田 吉 則 議員

欠 席 議 員（なし）

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 大 前 和 浩 君	書 記 大 谷 哲 也 君
書 記 中 田 歩 君	

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 富 田 健 次 君
教 育 長 中 田 直 人 君	市長公室長 水 口 浩 也 君
総 務 部 長 砂 町 隆 之 君	市民生活部長 森 本 和 人 君
健康福祉部長 橋 本 徹 君	産 業 部 長 樽 本 勝 弘 君
一宮市民局長 田 路 仁 君	波賀市民局長 大 田 敦 子 君
千種市民局長 井 口 靖 規 君	会 計 管 理 者 前 川 満 君
総合病院副院長兼事務部長 菅 原 誠 君	農業委員会事務局長 祐 谷 佳 孝 君

(午前 9時30分 開会)

○議長（飯田吉則君） 皆様、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（飯田吉則君） どういった発言でしょう。

○10番（大畑利明君） 議事日程に入る前に確認をしたい点がございます。といいますのは、本日はこの間提案されてきました議案の採決の日でございます。長期間欠席をされ、この間の審議に一切携わっておられない議員が、本日採決に出席をされております。議会の議決というのは非常に重いものがございます。市民に対してそういうことは、議論に参加しなかった議員が採決のみに加わるということが、議会としてできるものかどうか、1点確認をさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 事務局からは議案資料等を本人には送付しておるということと、地方自治法並びに関係法令にもその規制はございませんので、参加することに対して制約を設けるということとはできないという事務局は判断しております。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 議案を発送しておれば参加できるという慣例をつくりますと、この議会の基本条例が定めています議案の採決に対しては、出席をして十分な議員同士で熟慮を重ねた上で、合意形成に向けていくという本来の趣旨から大きく逸脱すると私は思いますし、私も昨晚からそういうことが危惧されましたので、いろいろ調べてみましたが、どこにもそういう記載はございません。今、議長がおっしゃったような地方自治法上に記載はございません。本来想定がされてないんじゃないかなと、私は思うわけでございます。

この間私も体のことは非常に心配をしております、本人さんの。ですから、診断書が出て議会の長期欠席を許可されてきたものだと思います。そういう意味では、ドクターから出席をしてもいいという診断書が出ているのかどうか、その点をお伺いいたします。

○議長（飯田吉則君） その点については、出てはおりません。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） ということは、私はいろんな手続に対して不備があるんじゃないかなと思うわけでございます。日程に入る前に議運、あるいは全員協議会の開催を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 事務局のほうから、診断書の内容について、診断書では全て

の行動を制限するものではないという部分、静養を必要とするということで、だからその間の行動については制約はないということで、本人の意思的に行動をしてもよいという診断であるということです。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 事務局見解はそうかも知れませんが、私たち議会として、議決機関として、それでいいのかどうかということ全員でお諮りをしてほしいということをお願いしているわけです。

○議長（飯田吉則君） 暫時休憩します。

午前9時35分休憩

午前9時38分再開

○議長（飯田吉則君） 意見はもうないので、会議を再開します。

議事に入らせていただきます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので御高覧願います。

報告2、本日市長から議案2件が提出されております。

それでは日程に入ります。

日程第1 第87号議案～第94号議案

日程第1、第87号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）から第94号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）までの8議案を一括議題とします。

本8議案は、去る11月29日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長（大久保陽一君） 11月29日の本会議に上程され、本委員会に付託されました第87号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）から第94号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）までの8議案について、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定しました。12月6日に総務経済分科会、7日に文教民生分科

会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査を行いました。その後、12月13日に第15回予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した第87号議案の関係部分の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、燃料価格や物価の高騰により、影響を大きく受ける低所得世帯や子育て世帯への支援金を新規計上するほか、消防団員の処遇改善を目的とした団員報酬の引上げ、人事院勧告に基づく職員人件費の改定などを行うものです。

また、今年度内に事業が完了しない見込みとなった山崎インター歩行者用通路リニューアル事業や、市有地内支障木伐採業務などを繰越計上するほか、行政内部ネットワークの無線化業務や、農業用地図システムなどについて、実施が複数年にわたる見込みであることから、債務負担行為を追加計上するものであります。

審査の中で委員からは、燃料価格高騰に伴う指定管理施設への管理料増額が行われているが、フォレストや伊沢の里が今回計上されていない理由について質疑があり、当局からは、それらの施設は単年度の収支によるものでなく、3か年の平均額を参考に指定管理料を算出する方法を取っているため、実質的に後年度に支援をしていくことになるとの説明があったとのことです。

次に、第92号議案の主な内容は、令和5年度から3か年の浄水場等の運転管理業務を年度内に発注する必要があることから、債務負担行為を計上するほか、電気代高騰の影響から動力費の増額を行うものであります。

次に、第93号議案の主な内容は、電気代高騰の影響から動力費の増額を行うほか、人事院勧告に伴う職員人件費の整理を行うものです。

それぞれの議案について関係職員に出席を求め慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第87号議案の関係部分及び第92号議案、93号議案につきましては、全会一致で賛成であったとのことです。

次に、文教民生分科会が審査した第87号議案の関係部分の歳出の主な内容は、衛生費では、火葬場、クリーンセンターなどの電気代高騰に伴う増額補正のほか、オミクロン株対応ワクチンの追加接種で、年度末までに実施するための補正及び子宮頸癌ワクチンの積極的勧奨再開により接種委託料の増額補正を、教育費では、保育施設、小・中学校及び体育施設の電気代高騰に伴う増額補正などのほか、新型コロナウイルス感染症対策の追加及び株式会社オーエスエムからの寄附金を市内小学校の文具消

耗器材として活用するものなどであります。

また、城下地区認定こども園整備事業の繰越明許費の計上、さらに原油価格高騰の影響による指定ごみ袋など、作成業務委託の限度額の変更に伴う債務負担行為の補正であります。

審査の中で委員から、電気代高騰に伴う指定管理料の増額補正について、対象がスポニックパーク一宮の指定管理料のみとなっているがなぜか。また委託料500万円の増額について、基本協定との整合性や自主事業分の負担割合などは、規定に基づくものなのかとの質疑があり、当局からは、スポニックパーク一宮の指定管理料は、令和2年12月に基本協定を締結し、今回の価格高騰の影響を受ける前の算定となっている。今年2月頃より高圧の電気料金の高騰が続いており、施設の収益が急激に悪化している状況にある。指定管理料の変更は、基本協定書と年度協定書の変更規定に該当するため、今回指定管理料を変更するものです。

次に、自主事業の収益をどのように扱うかについては、スポニックパーク一宮の場合は、自主事業の収益の一部を指定管理業務へ還元することをあらかじめ事業者が提案している。今回電気代高騰に伴う経費のうち、自主事業に相当する部分の負担割合は、既に約280万円の赤字部分について、自主事業の収益をもって充てる計画となっているため、今回の補正分は自主事業から既に補填がされたものと考えている。

今回の補正予算については、現在の指定管理に係る基本協定が令和8年度末までまだ4年間残っており、燃料価格高騰の影響について、まだ収束する兆しが見えない状況を鑑み、適正な施設の維持管理を図るため、指定管理料の変更が必要と考え提案している。なお、その他の施設については、自主事業を含めた事業者の経営基本協定の中で賄えると判断し、今回の補正は、スポニックパーク一宮のみとしての説明があったとのことです。

次に委員から、城下地区認定こども園整備事業について、繰越明許の理由と開園の影響について質疑があり、当局からは、繰越明許の理由については、開発行為に係る県との事前協議に8か月の期間を要したことによる。しかし、園舎を建築する敷地に関しては、3月には造成工事を完了させる予定であり、令和6年4月の開園には影響ないと考えているとの説明があったとのことです。

次に、第88号議案の主な内容は、一般会計からの繰入金を財源に、給与改定に伴う人件費を補正するものです。

次に、第89号議案の主な内容は、一般会計からの繰入金を財源に、給与改定に伴

う人件費を補正するものです。

次に、第90号議案の主な内容は、給与改定に伴う人件費の計上のほか、国庫支出金と一般会計からの繰入金を財源に、行政手続オンライン化に伴うシステム改修費の追加補正であります。

次に、第91号議案の主な内容は、一般会計からの繰入金を財源に、給与改定に伴う人件費を補正するものです。

次に、第94号議案の主な内容は、看護師職員等職務手当を増額するための追加予算計上のほか、給与改定に伴う人件費の補正、燃料価格の高騰に伴う燃料費及び光熱水費の増額、玄関トリアージ及び受付業務量の増加に伴う委託料の増額補正であります。

審査の中で委員から、看護師等職務手当の支給を看護職に限定する理由と、玄関トリアージなど、委託料増額の理由について質疑があり、当局から看護職員の処遇改善に係る対象職種については、前制度の対象職種を継続し看護職としている。また、近隣の公立病院についても、看護職を対象としているところが多い。

また、委託料については、令和4年度予算編成時にコロナ感染症が収束する見込みから、現計の予算内でカバーしていたが、コロナ収束が見えないため、今回感染対策の徹底を図るため、玄関トリアージ業務に係る委託料を計上しているとの説明があったとのことでした。

それぞれの議案について、関係職員に出席を求め慎重に審査し、参考に賛否の確認をいたしましたところ、第87号議案の関係部分から第91号議案までの5議案及び第94号議案につきましては、全員賛成であったとのことでした。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。

採決しました結果、第87号議案から第94号議案の補正予算8議案については、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本8議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を

終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第87号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第87号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第87号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第88号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第88号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第88号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第89号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第89号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第89号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第90号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第90号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第90号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第91号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第91号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第91号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第92号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第92号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第92号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第93号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第93号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第93号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第94号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第94号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第94号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第95号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第2、第95号議案、宍粟市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る11月29日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和4年11月29日に審査依頼がありました第95号議案、宍粟市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、令和4年12月6日に、第14回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第95号議案の主な内容は、地方公務員法の改正により、公務員の定年が65歳まで引き上げられることに伴い、高齢期の職員に多様な働き方を示す観点が必要になってくるというもので、職員が定年の5年前から公務に支障のない範囲で、地域活動等に従事することができるよう条例を制定するものです。

関係職員に説明を求め慎重に審査を行い、審査終了後に賛否の確認をいたしましたところ、第95号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第95号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第95号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第96号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第3、第96号議案、宍粟市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。総務経済常任委員会の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和4年11月29日に審査依頼のありました第96号議案、宍粟市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、令和4年12月6日に、第14回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第96号議案の主な内容は、個人情報保護法の改正に伴い、現行の宍粟市個人情報保護条例を廃止し、同法の施行に関して開示請求に関する手数料や開示決定までの期間について、条例で規定するものです。また、個人情報の開示請求における手数料については無料とし、開示決定までの期間を15日以内と条例で規定するものです。

関係職員に説明を求め慎重に審査を行い、審査終了後に賛否の確認をいたしましたところ、第96号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長(飯田吉則君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第96号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第96号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第97号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第4、第97号議案、宍粟市選挙における報酬及び手当に関する条例の制定についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和4年11月29日に審査依頼のありました第97号議案、宍粟市選挙における報酬及び手当に関する条例の制定については、令和4年12月6日に、第14回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第97号議案の主な内容は、選挙に従事する投票管理者や投票立会人への報酬及び職員への手当等について、職責に応じた金額を定める条例を制定するとともに、関連条例の改正を行うものです。

関係職員に説明を求め慎重に審査を行い、賛否の確認をしましたところ、第97号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告します。

○議長(飯田吉則君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第97号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第97号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第98号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第5、第98号議案、宍粟市御形の里オートキャンプ場条例の制定についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和4年11月29日に審査依頼のありました第98号議案、宍粟市御形の里オートキャンプ場条例の制定については、令和4年12月6日に、第14回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第98号議案の主な内容は、現在、整備工事を行っている御形の里オートキャンプ場の設置及び管理について定める条例を制定するものです。

関係職員説明を求め、整備工事や指定管理者選定のスケジュールについて、併せて説明がありました。慎重に審査を行った結果、その後参考に賛否の確認をいたしましたところ、第98号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第98号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第98号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第99号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第6、第99号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和4年11月29日に審査依頼のありました第99号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、令和4年12月6日に、第14回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第99号議案の主な内容は、令和4年の人事院勧告に基づき、一般職の職員の月例

給と期末勤勉手当の引上げを行うものですが、月例給については若年層に重点を置き改正改定を行い、二つ目に勤勉手当の引上げということで、支給率を0.1か月分引き上げようとするものです。

関係職員に説明を求め慎重に審査を行い、審査終了後に賛否の確認をしましたところ、第99号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

よって質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第99号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第99号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第100号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第7、第100号議案、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

- 総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和4年11月29日に審査依頼のありました第100号議案、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、令和4年12月6日に、第14回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第100号の主な内容は、第99号議案と同様に、人事院勧告に基づき会計年度任用職員の月例給の引上げを行うものです。

関係職員に説明を求め慎重に審査を行い、賛否の確認をしましたところ第100号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

- 議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第100号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第100号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第101号議案～第102号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第8、第101号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、及び第102号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての2議案を一括議題とします。

本2議案は、去る11月29日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和4年11月29日に審査依頼のありました第101号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、及び第102号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、令和4年12月6日に、第14回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により一括して報告いたします。

主な内容は、特別職報酬等審議会により、議員並びに市長、副市長、教育長の期末手当支給割合を、0.1か月分引き上げることが妥当である旨の答申があったことを踏まえ、答申内容のとおりとするよう、関係条例の改正を行うものです。

関係職員に説明を求め慎重に審査し、審査の中で委員から、特別職報酬等審議会の資料で当局から資料として、法人市民税の伸びを示す資料が提出されたが、これは市の政策で伸びたと捉え、提出したのかとの質疑があり、当局からは法人市民税の伸びた理由の具体的な検証はできていないが、これまで市として商工業の振興という目的で、産業立地促進事業、起業家支援事業等の事業を通じ、地域産業の振興、雇用機会の拡大に取り組んできた、そういった取組の成果と考えているとの回答がありました。

審査終了後に、委員間の自由討議及び討論を行いました。そこでは議員も含めた特別職の報酬は、議員自らの判断で自由に上げ下げをしては、市民の信用を損なうことにつながりかねず、あくまで特別職報酬等審議会の答申を尊重し、従うべきものであるという賛成の意見に対し、市民が物価高騰の影響を大きく受けている状況を鑑み、この状況でこのタイミングでの特別職議員の期末手当の引上げは、市民の理解が得られないという反対の意見がありました。

討論の後、賛否の確認をしましたところ、第101号議案については賛成多数で可決すべきものと決し、第102号議案についても賛成多数で可決すべきものと決しま

した。

以上報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、第101号議案の反対者の発言を許します。

7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 7番の山下です。第101号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この条例の一部改正は、市議会議員の期末手当支給割合を0.1か月分引き上げるものであります。市民生活の現状から考えまして、今回の引上げは行うべきではないと思いますので、この条例の一部改正に賛成をすることができません。

議員各位の御賛同をどうかよろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に賛成者の発言を許します。

14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） 101号議案に賛成の立場で討論をいたします。

この条例は、宍粟市議会議員の報酬についての改定案ですが、宍粟市議会においては、議員の報酬は市特別職の報酬を審議していただく報酬審議会の答申に委ねるという取決めの基に進められております。そして、今回もその取決めに沿って、報酬審議会の方々がわざわざ時間を割いて、我々議員の報酬についても審議・答申していただいたものであります。ですから取決めとして、それをまずは賛成するのが筋であります。それを否決するのであれば、これまでの約束事をほごにすることになり、今後においてこのやり方、取決めが成り立たなくなってきました。

ですから、この取決めに沿った今回の答申にのっとりこの条例案は、基本的に賛成すべきものであります。もしも、その内容に異議のある場合は、別に特例条例を自らつくるのが我々議員にはできるのですから、そうすべきかと思えます。

よって、この条例案は賛成といたします。議員各位の御賛同を得られるようお願い

い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 次に、反対者の発言を許します。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 第101号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

そもそも本議案に関しましては、報酬審議会から議員の期末手当の引上げが提案されたものではありません。当局が審議会に引上げを諮問しているものであります。その引上げの要因は、一般職の給与改定において、人事院が引上げ勧告を行ったことに基づきますが、議案質疑でも申しましたが、特別職の報酬及び給料の改定については、社会経済の情勢や職務の状況などにより、その是非が判断されるべきものと考えます。

以前にもコロナ禍にあって、緊急事態宣言など市民の生活が著しく制限される中で、期末手当の引上げの勧告があり、その当時はコロナ対策の財源に充てるということを理由に、引上げを自粛した経緯があります。昨今の厳しい社会経済情勢の下では、その当時以上に慎重な判断が必要であると考えます。

当局は、10月31日の報酬審議会に期末手当の引上げを諮問していますが、この時期はあらゆる物価の高騰への対策が検討される時期でもあるとともに、8月の議員不祥事後、議会の信頼を回復するまでには至っていない状況下での、引上げ提案であると考えます。

審議会からは、議員報酬の改正について、議会の今後の研さんとさらなる活躍に期待しての答申との御意見をいただいておりますが、大変心苦しくありますが、本議案に対して賛成することは難しく反対とさせていただきます。

○議長（飯田吉則君） 次に、反対者の発言を許します。

8番、津田晃伸議員。

○8番（津田晃伸君） 第101号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

特別職報酬等審議会で、0.1か月分の期末手当の引上げを答申いただいたことは非常にありがたいことですし、その意見を尊重すべきと考えます。我々議員が自己判断で報酬等の決定を行うわけにはいかず、このような第三者機関があるわけです。その判断に沿って市長も上程されたと考えております。

ただ、審議会での議論内容、答申を見させていただきましたが、一昨年の答申では、おでかけ市議会、議会報告会を通じた開かれた議会、単に行政の監視や議決権

の行使にとどまらず、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるため、必要な政策を自ら立案し執行機関に提案していくことに注力されたい。また、議員活動の見える化についても意見をいただき、議員同士が議論を行う委員会中継の放映等についても意見をいただいております。現在、委員会中継については議論が始まりましたが、まだスタートまで時間もかなり要します。

しかも、今年度は宍粟市議会において、不祥事についても苦言を示されております。中には、市長等三役とは切り離して考えられるのかとの意見もありました。私が見る限り、非常に厳しい判断であったと考えます。そこに甘えるのではなく、今年度は同僚議員の不祥事、そして昨年度の意見に対して答えられてない点も加味し、そこにくる原油エネルギー、物価高騰で市民への影響が今後も懸念されることから、今回は議員自らが、審議会の意見は尊重しつつも、自らの判断で断るべきと考えます。

議員各位には賢明な御判断をお願いし、反対討論とさせていただきます。

○議長（飯田吉則君） 続いて、第102号議案の反対者の発言を許します。

7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 7番の山下です。第102号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論を行わせていただきます。

この条例の一部改正は、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を0.1か月分引き上げるものであります。市民生活の大変厳しい現状から考えまして、今回の引上げは行うべきではないと思いますので、この条例の一部改正に賛成をすることができません。

議員各位の御賛同をどうかよろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） 102号議案に対して賛成の立場から討論をいたします。先ほどの101号の議案と内容は同じであります。この条例は、特別職の報酬についての改定案ですが、宍粟市においては、特別職の報酬は報酬審議会に審議していただき、それに従うという取決めの基に進められているものです。ですから、この取決めとして、それをまずは賛成するのが筋であります。ということで、またこの内容に異議のある場合は、別に特例条例を自らつくるのが、特別職にはできることありますからそうすべきかと思っております。

よって、この条例案には賛成といたします。委員各位の御賛同を得られますようお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 次に、反対者の発言を許します。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 102号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

特別職の給与等に関する改定は、社会経済情勢や職務の状況などにより、その是非が判断されるべきものと考えます。先ほども述べましたが、昨今の社会経済情勢は、以前に引上げ自粛を行ったときとは、比較にならない厳しい生活者の実態があります。各自治体では物価高の生活負担を軽減するための水道料金の引下げや、各種の対策を実施している最中、特別職の期末手当を引き上げる提案を行う一方で、市民生活の厳しさに追い打ちをかける水道料金の値上げ提案を行うなど、一体誰のための市政なのか、政治を行っているのか、違和感があります。

また、特別職の期末手当引上げの是非に関して、審議会の審議の経過も公開されておらず、私たちが引上げの必要性について、どのように説明責任を果たすことができるのか。私はこの審議経過が公開されていないことから、説明責任を果たすことは不可能と考えます。

さらに、昨年度の報酬審議会から指摘をされている雇用創生協議会問題について、延滞金もあることから、迅速な対応、早期解決を強く望むとの意見が出ておりますが、これに対してもその職務を怠っている現状があることから、本議案に対しては賛成することが難しく、反対をさせていただきます。

○議長（飯田吉則君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず第101号議案を採決いたします。

第101号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第101号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第101号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第102号議案を採決いたします。

第102号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第102号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第102号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第103号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第9、第103号議案、宍粟市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和4年11月29日に審査依頼のありました第103号議案、宍粟市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例については、令和4年12月6日に、第14回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第103号議案の主な内容は、地方公務員法の改正により、公務員の定年が65歳まで段階的に引き上げられることに伴い、役職定年制や、定年前再任用短時間勤務制を導入するため、関連する条例の改正を行うものです。

関係職員に説明を求め慎重に審査し、賛否の確認をいたしましたところ、第103号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第103号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第103号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 第104号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第10、第104号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和4年11月29日に審査依頼のありました第104号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、令和4年12月6日に、第14回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第104号議案の主な内容は、従来国が行う看護職員等処遇改善補助金が診療報酬制度に変更されることに伴い、国の定める基準を満たす公立宍粟総合病院に勤務する看護職員の手当を引き上げるため、条例を改正するものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました。審査の中で、委員からは手当引上げ分の財源についての質疑があり、当局からは新設の看護職員処遇改善評価料として、加算された診療報酬を財源で対応するとの説明がありました。また、看護職員以外に手当を広げていく考えはあるのかとの質疑があり、当局からは、国の基準では診療所や訪問看護ステーションは対象とならず、対象の拡大は考えていないとの回答がありました。

審査終了後に賛否の確認をしましたところ、第104号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第104号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第104号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 第105号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第11、第105号議案、宍粟市手数料条例等の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和4年11月29日に審査依頼のありました第

105号議案、宍粟市手数料条例等の一部改正については、令和4年12月6日に、第14回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第105号議案の主な内容は、令和5年10月より開始となるインボイス制度に対応するため、市の収入する使用料、手数料、分担金について税抜き額を明示するよう、関係条例の改正を一括して行うものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました。審査の中で委員からは、国においても制度決定後、議論が再燃されているこのタイミングで、条例改正を行う理由について質疑あり、当局からはこれらの条例の改正に伴い、関係する書類の様式を変更していく必要もあることから、来年10月に間に合うように、現段階から準備を進めていきたいとの回答がありました。

審査終了後に賛否の確認をしましたところ、第105号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第105号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第105号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 第106号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第12、第106号議案、宍粟市消防団条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和4年11月29日に審査依頼のありました第106号議案、宍粟市消防団条例の一部改正については、令和4年12月6日に、第14回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第106号議案の主な内容は、消防団員の処遇を改善するため、分団長以下団員報酬の増額のほか、災害発生時の出勤報酬について新たに定めるよう条例を改正するものです。

関係職員に説明を求め、審査を行いました。審査の中で委員から、財源についての質疑があり、財源は報酬の引上げ分は普通交付税、災害出勤報酬分は特別交付税を充てるとの説明がありました。また、団員報酬の支払い方法についての質疑があり、年額報酬の支払いについては、今年度から個人に支払いを行っているとの回答がありました。

審査終了後に賛否の確認をしましたところ、第106号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長(飯田吉則君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第106号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第106号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 第107号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第13、第107号議案、宍粟市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたのであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和4年11月29日に審査依頼のありました第107号議案、宍粟市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、令和4年12月6日に、第14回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第107号議案の主な内容は、勤続年数が5年未満の部長以下の団員に支給していた退職報償金を廃止するよう条例を改正するものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました。審査の中で委員からは、財源と退職報償金の支給基準についての質疑があり、財源は消防団員等公務災害補償等基金への掛金であり、また判断基準の役職は、その団員がついた最高の階級から算定するとの説明がありました。

審査終了後に賛否の確認をしましたところ、第107号議案は全会一致で可決すべ

きものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第107号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第107号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 第108号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第14、第108号議案、観光施設等の使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

本議案は去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和4年11月29日に審査依頼のありました第108号議案、観光施設等の使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例に

については、令和4年12月6日に、第14回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第108号議案の主な内容は、人件費や物価上昇による影響を考慮し、観光施設等の使用料等をベースアップするため、条例を改正するものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました。審査の中で、委員からは、利用者への影響についての質疑があり、当初からは、今回は料金の上限を定めるものであり、今後は各施設の指定管理者がサービスに見合った料金を設定し、利用者獲得に向け取り組まれていくとの説明がありました。

また、指定管理者との調整はできているのかとの質疑に対しては、昨今の人件費や物価高騰について意見交換を行い、一定近隣市町の施設等の状況を踏まえて、今回の改正ということで調整したとの回答がありました。

審査終了後に賛否の確認をしましたところ、第108号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第108号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第108号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

会議の途中ではありますが、ここで午前11時まで休憩に入ります。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

○議長(飯田吉則君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第15 第109号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第15、第109号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和4年11月29日に審査依頼がありました第109号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正については、令和4年12月6日に、第14回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第109号議案の主な内容は、宍粟市公共料金審議会から、将来にわたって安定的な水道事業の運営を維持するため、水道料金の値上げが必要との答申を受けたことから、水道料金の改定を行うものです。今回、約22%の値上げとなりますが、2年間軽減措置を実施し、令和5年度は約11%、令和6年度は約16%の増額となり、令和7年度以降は約22%の増額とするものです。

審査の中で、委員からは、令和5年度、6年度に軽減措置を行うことで、その財源に関して、また水道料金の値上げに関する市民周知が、現段階で十分と捉えられているのかとの質疑があり、当局からは、2年間の軽減措置の実施に当たり、必要となる金額は1億400万円を見込んでおり、一般会計からの基準外の補助金で対応したい。

また、市民周知に関しては、平成30年度の水道事業経営審議会からの提言をはじめ、令和3年度公共料金審議会からの諮問・答申に係る審議の内容の公表と、市広報による水道事業の現状説明や、しそチャンネルによる水道事業の疑問に答える

番組放送などによって、料金改定が決定していない段階においては、できる限り情報公開に努めてきたと認識している。議案可決後にも、市広報、ホームページ、しそチャンネル等の様々な媒体を通して周知を行っていきたいとの回答がありました。

また、水道ビジョンにおけるパブリックコメントの実施につきましては、広報、ホームページ、しそ放送により1か月間の周知期間を設け、内容について問合せもあったことから、市民への関心の高さもうかがえ、周知ができたものと考えている。最終的にパブリックコメントで意見がなかったことは、一定の理解が得られたのではないかと考えているとの回答がありました。

また、昨今の社会情勢で燃料価格の高騰が続く中、国がそこに対して支援策を展開している中、なぜ今この時期なのか、市としては全体の施策の見直しや経費削減を行ったのかとの質疑があり、当局からは、水道事業経営審議会からの提言があり、水道料金の改定時期については、費用削減などの効果も踏まえつつ、経営戦略の見直しを行う中で料金改定が必要となり、なるべく早期に料金改定の実施ができるよう検討してきた。水道事業の経営については厳しい経営を強いられている中で、このままでは令和6年度に資金繰りに影響が出始めるとの見込みがあり、令和5年度には何か対策を講じる必要があるとの判断であると。

一昨年からコロナ禍における影響や、昨今の社会情勢による背景もあり、料金改定には慎重に検討し、物価高騰により市民生活に影響が出ていることは十分承知しているが、水道事業者としても大変厳しい経営状況が続いていることに加え、水道事業を次世代へとつなげていくためにも、これ以上料金改定を先送りする猶予がないというのが現状であった。

市全体の施策の見直しについては、総合計画実施計画、予算編成の中で見直しが行われており、経費削減については、水道ビジョン等にも示しているとおおり、以前から人件費、通信費、動力費などの抑制などに取り組んできたとの回答がありました。

また、今回値上げを行わなかったときの影響についての質疑があり、当局からは、値上げを行わなければ、令和6年度には動力費や施設の委託管理費用などの運転資金が不足し、運転資金の一部を金融機関などから一時借入れをすることにより利息が発生し、新たな負担の発生がある。また、災害や突発的な修繕など、その規模によっては対応できない状況も考えられ、安定した水道水の供給に悪影響を及ぼすことが想定されるとの回答がありました。

当日資料として、国県への要望活動の説明があり、委員からは要望に対する国や

県からの回答がないが、要望活動として行政責任は果たされたのかとの質疑があり、当局からは、要望書を持って行き、すぐに回答をもらえるような話ではないので継続的に行っていくことが重要と考えているとの回答がありました。

審査終了後に、委員間の自由討議及び討論を行いました。そこでは、水道料金の改定については、以前から当局側は委員会でも説明を行っており、広大な面積で水道事業を維持していく中で、人口減少も進み給水人口が減少する中、次世代に水道事業を残すためにも、値上げはやむなしとの賛成意見がありました。

また、コロナ禍で経済の回復がまだの状態、市民が燃料、物価高騰の影響を大きく受け、国がそこに対し支援策を講じている中での水道料金の値上げは、タイミングがおかしい。市民説明についても、一方通行の広報であり市民の意見を聞く場が設けられていない。説明会を通じて市民に理解を得る活動が足りていない。また要望活動に関しても、回答のない要望活動ではなく、市民負担を強いる前に、行政だけではなく、議会としても活動しなければいけないとの反対意見がありました。

討論の後、賛否の確認をしましたところ、第109号議案については賛成少数で、否決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

大畑議員、何の動議でしょう。

○10番（大畑利明君） ただいま議題となっております第109号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正については、なお、審査または調査の必要があるというふうに思われますので、会議規則第48条の規定によりまして、継続審査と再付託を求めるものであります。再付託は、所管の――。

○議長（飯田吉則君） 大畑委員、少しその説明をお待ちください。

暫時休憩します。

午前11時08分休憩

午前11時11分再開

○議長（飯田吉則君） それでは会議を再開いたします。

先ほど動議に賛成の声があり、動議は成立いたしましたので、第109号議案の討論・採決に先立ちまして、第109号議案を委員会へ再付託する件を議題とします。

この際、委員会審査を再付託する旨の説明を求めます。

大畑議員。

○10番（大畑利明君） ただいま議題となっております109号議案、宍粟市水道給水条例の一部改正については、なお審査または調査の必要があるという観点から、継続審査と再付託を求めるものであります。

再付託は所管の委員会への再付託、あるいは特別委員会を設置しての再付託となりますが、その理由について述べさせていただきます。

まず1点目は、議案質疑の段階でも申し上げましたが、本市の水道事業の経営は、地域特性などの要因から健全な経営を行うことや、経営の効率性に大きな課題があります。現に、近隣の自治体と比べても、高い料金を設定しているにもかかわらず赤字が続いていること。またもう一つの要因には、簡易水道事業の施設整備のその財源に、多くの企業債を充当していたことで、今後の経営健全化にも大きな課題があることなどです。今後さらにもっと根本的な経営の分析が必要であると考えます。

したがって、料金改定の是非で審査をするのみでなく、さらにもっと深く深く調査をすべきだと考えております。各自治体におきましても、この物価高騰の折、水道料金の値下げ、あるいは減免などの検討を行っているところも多くございます。私たち議会自身としても、将来にわたって安定的に経営を継続するために、今後の維持管理コストや施設ごとの収支状況などの把握、より詳細な審査に努める必要があると思いますし、事前の市民意見の把握にも努めていく必要があると考えます。

さらに一昨日、市長からも国県への要望に対する問題、あるいは過疎対策債の活用などの件もお話がありました。それらも踏まえて、さらに詳細な継続審査が必要だと考えます。以上のことから、当議案の継続審査・再付託を求めるものであります。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。この件に関しまして発言したい議員はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） よろしいですか。ありませんね。

発言がなければ、採決を行います。

採決は起立により行います。

第109号議案を総務経済常任委員会に再付託することについて、賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○議長（飯田吉則君） 賛成少数です。

よって、第109号議案を総務経済常任委員会に再付託しないことに決定しました。続いて、109号議案に対する討論を行います。通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、賛成者の発言を許します。

4番、浅田雅昭議員。

○4番（浅田雅昭君） 4番、浅田です。第109号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

宍粟市の水道事業は、地形的要因から多くの施設を有しているため、赤字が継続的に続いている状況であり、このままでは運転資金が枯渇する状況にあり、安定的な事業運営を図るため、収益的収支の赤字を抑えるために料金改定を行うものです。なお、現在の社会経済状況を勘案し、段階的に料金改定を行おうとするものです。

水道料金については、平成17年の合併後、旧4町の地域事情を考慮し設定されている水道料金格差が大きいことから、市内統一料金に向けた段階的な料金改定を行っています。平成20年度に山崎区域の料金を改定、平成24年度には、一宮、波賀、千種の簡易水道区域の料金を統一し、平成26年7月、上水道と簡易水道の事業統合を経て、平成26年7月に市内統一料金となりました。合併後初めての統一料金を設定するに当たり、低廉な料金改定を行い、その収支不足は留保資金で補填することで、経営を維持してきました。

しかしながら、いつまでも留保資金があるわけではありません。平成30年度から水道事業経営審議会において、安定した水道事業経営を図るための方策等の審議がされ、また水道ビジョンの策定を経て、水道事業の運営に関する方向性や政策推進の基本的な考え方が示され、令和4年1月には、公共料金審議会により料金改定が必要であるとの答申を得ました。経営審議会の協議の状況や水道ビジョンの策定状況についても随時議会へ報告があり、水道ビジョンにおいては、議会からも意見を提出しました。このように安定した水道事業経営に向けての検討は、時間をかけて慎重に協議・検討されてきたものです。

今回、料金改定を実施しなければ、留保資金は枯渇し資金不足が生じ水道事業は

破綻します。料金改定を後年度に先送りすれば、改定率はさらに増加し、市民負担は増加します。将来に過度な負担を残さないようにしなければなりません。これまで安全安心なおいしい水が安定的に提供されています。今後も安全安心なおいしい水が、安定的に提供されなければなりません。それを実現するための料金改定です。市民生活に支障が出るような事態をつくることは許されません。

議員各位には、良識ある判断を願い賛成討論といたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、反対者の発言を許します。

7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 7番の山下です。第109号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この条例の一部改正は、水道料金の値上げを行うものであります。水道の基本料金が、令和5年度は11%の増額、令和6年度は16%の増額、令和7年度からは22%の増額となります。現行でも県下では高額な水道料金となっておりますので、水道料金の値上げは抑えるべきであると考えております。

特に基本料金の引上げは、幾ら努力して水を節約しようとも、増額された費用がかかってきますので、生活がより厳しいものとなってまいります。安心して水道を利用できるということは、市民にとっては当然の権利であると考えております。地方公営企業法では、経費の性質により一般会計等からの繰入れが可能であるとされておりますので、現状の水道料金を維持するために、一般会計から基準外の繰入れを行い値上げを抑えるべきであると考えます。

以上の理由から、この条例の一部改正に賛成をすることができません。議員各位の御賛同をどうかよろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番、神吉正男議員。

○3番（神吉正男君） 3番、神吉正男です。第109号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

現在の水道料金は、平成26年に宍粟市発足後初の市内統一料金として定められました。4町が合併したときの留保資金を取り崩して、これまで続けている水道事業の赤字に充ててきておりますが、その留保資金が少なくなれば料金の値上げをする前提で定められた統一水道料金です。

この留保資金の残高は、平成26年に13億8,000万円あったものが、令和3年度には6億9,000万円まで減少しています。まだ残っているのではないかと考えてはい

けません。この資金は将来必ず必要となる整備や更新のためのお金であるのに、我々の世代で使ってしまった状況なのです。経営を黒字化することは我々の責務であるのですが、水道の普及率は98%に達しており、収入に係る給水人口のこれ以上の増加は見込めません。また、支出に係る費用の削減においては、類似団体よりも抑えられている状況であります。

今、宍粟市から補助している1億円を超える補助金以外に、一般会計から繰入れすることもできないことから、水道料金の値上げを行う以外に、水道事業の安定化を図る方法はありません。

今回の料金改定に当たっては、市民の代表からなる宍粟市水道事業経営審議会や公共料金審議会から、料金改定の実施はやむを得ないとの意見が出されており、これを重く受け止めるべきではないでしょうか。現在の水道料金では、令和6年度には留保資金の減少によって、安定的な経営の維持が困難になる状況であり、早急な収入確保、つまり料金改定の実施が必要であるために、今回のタイミングで条例改正が提案されているものであります。これを否決するのであれば、料金改定によらずして、経営の安定化を図る方法を示す必要があり、代替案を示さなければなりません。後でどうにかすればよいというようなことは、次を担う若い世代のためにも、先送りするべきではありません。

市民生活において、最も重要なインフラの一つである水道の料金を値上げすることは、宍粟市民にとって望ましくもなく、喜ばれることはありませんが、その重要なインフラを将来に安定的につないでいくためにも、長期的な視点から料金改定について検討しなければなりません。その時期はもう既に過ぎています。今回否決され延期されますと、3年後の料金改定では30%を超える増額となるでしょう。現在、毎月4,000円を支払っている御家庭であれば、5,200円以上になるでしょう。今回の議案では22%の値上げで、4,000円の御家庭が約4,900円になりますが、値上げ分の半額である約500円を激増緩和が激増緩和策として、市の一般会計から助成するという提案です。支払額は11%の4,400円となります。この後、16%から22%へと段階的に値上げをするという提案です。

急激な値上げは市民のためにはなりません。市民に対する軽減措置を今回受け入れるべきと考えます。議会の責任として、たとえ値上げという厳しい判断であっても、未来の世代である私たちの子や孫に対する責任を果たすために、留保資金を使い果たすようなことはせず、決断しなければならないのです。

議員各位の未来の世代に責任を果たす御判断を賜りますよう、よろしくお願いし

ます。

○議長（飯田吉則君） 次に、反対者の発言を許します。

9番、前田佳重議員

○9番（前田佳重君） 9番、前田佳重です。第109号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化している中で、物価高騰の影響を受けている市民生活を支援するために、他自治体では、水道料金の基本料金の減免などを行っている中、なぜこの時期に値上げなのか。市民説明会は開催しない、市民への説明は不十分である、水道事業の経営状況を市民へ周知徹底しなければならない。総務経済常任委員会の委員ですら、質問しなければ理解ができない状態である。

令和3年3月23日、総務経済常任委員会、所管事務調査報告書では、兵庫県における統合水道計画の策定を強力に要請する、国への要請としては、経営維持に要する補助率の引上げ、過疎債の対象拡大等現行制度の拡充・改正を要請する、条件不利地域の経営維持に向けた新たな財政措置の創設を要請するなど、これらを積極的に行い経営改善に努めなければなりません。

食品に医療、ガソリンと生活必需品の値上げが相次ぎ、企業活動や市民生活が圧迫されている。ロシアのウクライナ侵攻、日本の金利差による円安で燃料や原料が高騰し、メーカーや小売店は採算を維持できない一方で、家計の収入は増えておらず、買い物客からはまた値上げと悲鳴が上がっています。値上げしたばかりなのに、一部は来春にまた値上げしないと、そこまでもち持ちこたえられるか、もう限界という声も聞きます。新型コロナウイルスによる経済の低迷で社会に深刻な影響を与えている中で、水道料金の値上げは市民の理解を得られません。

以上の点を指摘し反対討論といたします。議員各位の御賛同をお願いして、討論を終わります。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

15番、大久保陽一議員。

○15番（大久保陽一君） 15番、大久保陽一です。第109号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

将来世代に負担を残さないように、これがキーワードです。本議案は、宍粟市公共料金審議会より、将来にわたって安定的な水道事業の運営を維持するためには、水道料金の値上げが必要である旨の答申を得たことから、水道料金の改定を行うた

め、条例を改正するものです。

平成30年9月から始まった宍粟市水道事業経営審議会、そして公共料金審議会、そして水道ビジョンが示されたのが昨年、先立って市民の代表によって構成される宍粟市公共料金審議会に諮問され、複数回の慎重審議を経て、将来にわたって安定的に水道事業を運営するために、料金改定の実施が必要であるとの答申が出されているところです。まさに将来世代に負担を残させない。審議会での主な意見として、料金が高くなってしまった場合にも、非課税世帯への福祉助成制度を継続する必要があるのではないのか。子どもや孫の将来世代のことを考えて、料金改定を実施していく必要があるのではないのか。答申にある意見についても十分反映できているというふうに思います。審議会のまとめにもあります。安心安全な市民生活を支える水道事業を次世代に安定して引き継いでいくことは、現世代の責務であります。

議員各位には、将来に負担を先延ばしさせない判断をお願いして、賛成討論いたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、反対者の発言を許します。

8番、津田晃伸議員

○8番（津田晃伸君） 8番、津田晃伸です。第109号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

水道事業については、宍粟市の地形的要因から事業運営のために多くの施設を保有しており、それにより経営を圧迫し赤字が継続的に続いている状況です。これまでも経費削減に取り組み、経営の維持をしてまいりましたが、赤字の解消には至らず、このままでは運転資金が枯渇するおそれがあるとの報告がありました。市としては2年間の軽減措置を示されましたが、今の経済状況を見て、このタイミングでの値上げには全く理解ができません。

世界経済がコロナで疲弊し、日本も大打撃を受け、そこに国は今まで交付金を投入して経済を戻そうと策を打ってきたわけです。宍粟市にも多額の交付金が投入され、市も独自の政策を進めてきました。それはコロナで止まった経済の立て直しのためでしょう。宍粟市の経済はコロナ前の状況に戻りましたか。そこに逆行する政策、市民の声が聞いているのか疑問です。今コロナの第8波に突入しています。それに合わせてロシアウクライナ侵攻に始まった原油等エネルギーの高騰に始まり、物価の高騰、市内の方々の賃金はそれに合わせて上がってますか。私はそうは感じられません。

水道事業が苦しいのは分かります。ただこの状況での値上げは、市民の皆さんの

理解が得られないのと、説明が全く足りていないと感じています。一方通行の広報では理解が得られません。私はこの間、同世代にSNS等を使い発信し、連絡をいただいた人、出会った人に説明を行いました。誰も理解を示してくれませんでした。全く説明が足りていない現状です。それを痛感しました。だからこそ、対応ができる環境をつくり、時間を設け丁寧に説明することが、行政議会の責任であると考えます。そこに足を運び、意見を出すのが皆さんの役目ですと、会う人に伝えていきました。

同世代の意見としては、観光駐車場に1億円近い予算を投じて、料金設定の制度設計もされないまま、ハイシーズン、紅葉まつり、藤まつりにのみ有料、通常は観光客、一部の利用者のためだけに無料開放している。市外の人に優しく、市内の人に厳しい政策。水道は赤ちゃんからお年寄りまでみんなが利用する、水道代の値上げを行う姿勢に全く理解ができません。それだけでなく、削るところを議論し、今はみんなが使うものに税金を投入する。そういった議論は、先の決算委員会で少なくなかったですか。まずは経済を元に戻し、人口減少対策を最優先する政策を考え進めることが最優先なのではないでしょうか。

今の状態は、人口減少による給水人口の減少からくる料金の値上げです。100あるお金を少し分配して使っていましたが、来年からは90になるから、みんなに負担補填してもらいましょうという発想のまちに、若者は将来を感じこのまちに住みたいと思うのでしょうか。100のお金を120、130に増やす政策に知恵を出し合い、議論するのが議会と行政の仕事じゃないでしょうか。

今は繰上償還等を一旦止めてでも、地域経済を守ることを最優先すべきと私は考えます。その間に住民の皆さんにしっかり丁寧な現状の説明を行い、地域の声を聞き、対話して進めるべきと考えます。この問題は、過疎化が進む中山間地ではどこでも同じ問題を抱えているんです。我々がすることは、市民負担を強いる前にお金を生む政策を考えることと、市民の声を聞き国や県にしっかり要望していくことです。それをする前に市民負担は考えられません。まして自分たちの期末手当を上げて、市民負担を増やす政策、間違ってますよね。

議員各位には賢明な御判断をいただきたいと申し添え、反対の討論とさせていただきます。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） 第109号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正について

て、賛成の立場で討論いたします。

このたびの水道代値上げ条例案、前からの予定どおりのこととはいえ、今年になってからの諸物価高騰のこの時期、一番タイミングの悪いときに重なってしまいました。値上げせずに済むのならば、何とかそうしたい。誰もが思っていることだと思います。しかしながら、宍粟市水道事業を見てみると、もう値上げは待ったなしの状況になっていることも事実のようです。その詳細については、今までの賛成議員の発言と重複するので省略させていただきます。もっと詳しく議会としても調査すべきではないか。そのような意見もあるかと思えます。

しかしながら、今回の値上げ案は昨年秋には正式に発表されていたものであり、その後委員会においても何度か説明があり、また各議員におかれても、それぞれに調査されてきたことと思えます。私自身もそれなりに調査してまいりました。もちろんまだまだ分かっていないことのほうが多いですが、今回の値上げをしなくてもよくなるような状況、つまり新たな収入源が見つかるか、値上げしなくてもよいぐらいの経費削減の方法が見つかるか、そのような新たな画期的な方法が見つかるかはとても思えません。それくらい、当局におかれてはやれるだけのことはされてきているように思います。

その上で出されてきた今回の案だと思います。市民に対しても突然の話ではないか、もっと前もって言うておくべきではないかという意見もあるかもしれません。しかしながら、この案は平成30年の水道事業経営審議会において、既におおむね22%の値上げが必要だと答申が出され、それは議会に対しても知らされているものであります。また、昨年10月頃に出された90ページの宍粟市水道ビジョンの冊子の中に、これまでの取組、現状、今後の予定等々が詳しく書かれてあり、そこにはっきりと、令和5年4月から22%の値上げと書かれています。

市におかれては、このことは市の広報で小さく載せられております。できることならばこの秋ぐらいにもう一度詳しい市からの提案として、広報で説明があってもよかつたかなとは思いますが、一応、2019年から何度か詳しく水道事業について説明をされてきました。そこは一定評価すべきかと思えます。それに対して市民への周知が問題というならば、逆に議会は何をしてきたのかということになるわけで、あらかじめ知らされていた議会が、市民に知らせて意見を聞くという点においては、なかなかできてなかったと言わざるを得ないのではと思えます。

そのような中で、今回議決があれば旧4町に出向いて説明すると、市当局は明言されていますので、そこをしっかりといただきいただき、市民に納得してもらおう

ようにするのがよいのではと思います。出向くだけではなく、広報紙、しそチャンネル等々においてももしっかり説明をしていただくようお願いいたします。議員、議会においても同様に市民への説明、あるいは市民意見の徴収に努めるべきかと思えます。

また、今回は値上げをせずに一般会計から繰り入れるべきだという意見もあるかと思えます。それはそれで十分考えられる意見だと思います。既に近隣市町よりもかなり高い水道代です。それがさらに高くなれば、若者の流出が加速するのではないか、そんな心配の声も聞かれます。私もそれはよく分かります。しかしながら、現在、基準内繰入れとして交付税から約2億円、市の一般財源から約2億円、約4億円が繰入れされています。さらにその上に一般会計から毎年1億3,000万円、水道会計に繰り入れるというのは大変なことです。

新病院が赤字になって、市の一般会計から繰入れが増えて、市民生活が苦しくなるのは駄目だとの声が聞こえる中、今回もし水道会計に繰入れをするようになれば、市民生活は同様に苦しくなってきます。あるいは無駄な事業を削れば捻出できるのではないかとの意見もあるかと思えますが、無駄な事業は人によってまちまちで、それをすぐに決めるのは非常に難しい。また、時々誤解されているのかと思えますが、例えば新しくできた観光駐車場、あれに1億円かけるのだったらという声を時々聞くのですが、あるいは観光駐車場以外の事業でも時々聞きますが、例えばあの観光駐車場ですが、その建設あるいはいろいろ設計も全部合わせて1億5,000万円かかっているかと思えます。その建設関連の負債の毎年の返済の中で、市の一般財源からの支払いは400万円もいきません。100%過疎債が充当されているので、市の純粋な持ち出し額はそんなに多くありません。

それに対して、今回もし水道代補填を市一般会計から繰入れするとなれば、その約1.3億円は全額市の一般財源からとなり、桁が二つ違ってきます。また、仮に今回何とか一般会計から捻出して、毎年1億3,000万円を用意できたとしても、それを水道代値上げ対策に使うべきか、それはまたしっかりした吟味が必要になってくるのではと思います。今、ほかにも市単独ですべき事業がいろいろとある中で、果たして、それを今回の水道代対策に使ってしまうべきか。今年1月に出された公共料金審議会の答申の中の意見として、様々なものが値上げされている社会情勢の中で、水道料金が値上げされることは市民に大きく影響するおそれがあるが、改定案は辛うじて許容できる範囲ではないかという意見が載っていますが、私もまさにそう思います。

もし、1億3,000万円が捻出できるのであれば、いろいろなことができます。学校給食の無償化もしようと思えばできます。また、市単独で小中学校に先生を雇い、もったきめの細かい指導ができる、そういうこともできます。あるいは農の雇用で30人は雇えます。まさに若者の流出を直接的に止められる。それによって約100ヘクタールの耕作放棄田は解消され、地域の維持に大きく貢献します。私はもしこれを機に一般財源から1億3,000万円が捻出されたとすれば、現段階では水道代値上げ対策に使うよりも、このようなことに使うべきなのではないかと思います。

まだほかにも、もっとすばらしい案があるかもしれません。水道代を抑えるよりも、そちらのほうが若者の流出が止まる、そんな案があるかもしれません。それこそ市民の意見を聞いて回る必要があるように思います。ということで、今回の水道代値上げ対策として、一般会計からの繰入れはまだ時期尚早であり、すべきではないと私は思います。

これには、いろんな意見があってもおかしくはないと思います。また、今年になってからの物価高騰の中で、水道代値上げ対策として市当局は、一気に22%上げるのではなく最初は11%、次に16%、最終22%と、段階的に値上げをしていくと打ち出しています。その費用は一般会計から5年かけて捻出するとしています。これはこれで物価高騰対策として評価すべきことだと思います。

また、今値上げを先延ばししてそのままにしておけば、現状では新たな財源がすぐに出てくるわけでもないので、令和6年には内部留保が底をつき、そうなれば金融機関から借入れをしなければならなくなり利子が発生する。つまりかえって市民の負担を増やすことになってしまいます。また、生活困窮者世帯等に対しては、今までどおりの支援策がしっかり継続されます。また今後、市民意見を聞いていく中で、さらに支援が必要なところがあれば、別途そこへの対策は講じていくべきかと思えます。

以上のような理由で、今回の水道代の値上げ案に対しては、私は賛成せざるを得ない、賛成すべきものではないかと考えます。しかしながら、根本的な問題は、現在の国の方針の水道事業は、市町村の独立採算ですべきという方針であります。あるいは、国の地方の水道事業に対しての補助金がどんどん減っている現状です。例えば、平成10年から平成29年の20年間で、水道事業に対しての国庫補助金の額は、6から7割減額されています。そんなことをするので、過疎地はどんどん水道代を上げざるを得ず、それはもう人は住むなというのと同じです。誰が地方の暮らしを潰そうとしているのか、暮らしにくくしているのかよく見極めるべきです。

ここに対しては、市も議会も共にしっかり国県に要望を出していく必要があると思います。まだ市町村の独立採算ではなく、広域化を進めていくことも大きな道です。このような根本的な対策を県や全国の過疎地の市町村と連携して要求していくことが、不可欠だと思います。

今の市のシミュレーションでは、10年後にさらに20%の値上げが必要となっていますが、それは何とか阻止できるように、このような活動をしっかりしていく必要があります。それで、水道事業にゆとりが出るようになれば、逆に値下げをしていけばよいのです。何とかそうなるように、市、議会共に力を合わせて頑張っていくべきです。あるいは極端に過疎になってきた地域の水道の在り方も、現実問題として検討する必要があるのではとも思います。

以上を申し添えて、私の賛成討論といたします。何とぞ委員各位の御賛同を得られますようお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 次に賛成者の発言を許します。

5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） 5番、八木です。第109号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

先日の常任委員会で、値上げは仕方がないとは思っていましたが、コロナ禍で物価高騰のこの時期に、水道料金値上げは市民の感情からすると思い悩んだ末、反対の立場での意思を表明いたしました。

しかし、この間この議案を否決することで、市民に今後どのような影響が出てくるのかとの思いで、関係部局に何度も足を運び、気になることを何度も話を伺いました。そして軽減措置等も取り入れてあり、考えたあげく次世代に水道事業を残していくためにも、人口減少が進む中、将来に負担をかけることは本当によくないと考え、水道料金の値上げは仕方がないとの思いで賛成させていただきます。

しかし、今後も国県への要望活動、また経費削減等いろいろな対策にも継続的に取り組んでいただきたいと思います。議員各位の御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は否決であります。

したがって、第109号議案を起立により採決します。

第109号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第109号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16 第110号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第16、第110号議案、公立宍粟総合病院使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長（大畑利明君） 令和4年11月29日に審査付託がありました第110号議案、公立宍粟総合病院使用料及び手数料条例の一部改正については、12月7日に、第16回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により審査の経過と結果について報告いたします。

110号議案の内容は、公立総合病院への入院時に個室等を利用する場合について、安富町に住所を有する方の入院時の室料差額について、今後は市内料金を適用しないよう改正するものです。

審査の中で委員から、改正を行おうとした理由は何か。またそれによりどの程度の増収になるのかとの質疑があり、当局からは改正の理由は、市町合併から一定期間が過ぎていることと、医師会の構成メンバーも変わっていることが主な要因である。増収分は年間70万円程度の増になる見込みであるとの説明がありました。

関係職員に出席を求め、慎重に審査しました結果、第110号議案は出席議員の全員が賛成し、原案を可決すべきものと決しました。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第110号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第110号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 第111号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第17、第111号議案、姫路市及び宍粟市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部変更についてを議題とします。

本議案は、去る11月29日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和4年11月29日に審査依頼のありました第111号議案、姫路市及び宍粟市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部変更については、令和4年12月6日に、第14回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第111号の主な内容は、令和5年4月に姫路市に公立夜間中学が開校されることに伴い、姫路市を中心とする8市8町の連携中枢都市圏形成に係る連携協約を変更するものです。

関係職員に説明を求め慎重に審査を行いました。審査の中で、委員からは夜間中学校開校に伴う費用負担の質疑があり、当局からは宍粟市民が通う際に費用が発生し、その際の費用については、今後詳細を市と市民がどのような割合で負担するかを、姫路市と協議を行っていくとの回答でした。

審査終了後に賛否の確認をしましたところ、第111号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第111号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第111号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 第113号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第18、第113号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは第113号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国において妊娠届出や出生届を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や、子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を行うことが決定されたことに伴い、国県支出金を財源に妊娠届時に

は妊婦 1 人当たり 5 万円相当を、出生届後には子ども 1 人当たり 5 万円相当を応援金として、迅速に支給するための予算を追加するものであります。

補正額としましては、歳入歳出にそれぞれ 2,160 万円を追加し、補正後の総額を 251 億 8,481 万 7,000 円とするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 正午をまわりましたが、会議を続けさせていただきます。

説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第 113 号議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

日程第 19 第 114 号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第 19、第 114 号議案、宍粟市住民投票条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第 114 号議案、宍粟市住民投票条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正について、1 点目は、いわゆる公民権の停止要件に該当する場合においても、国民投票と同様に投票資格者となるよう改正し、2 点目は、住民投票における投票資格者総数の把握について、選挙管理委員会の事務を明確にし、3 点目は、投票資格者名簿の縦覧制度について公職選挙法における選挙人名簿及び国民投票における投票人名簿と同様に、閲覧制度に改正しようとするものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第114号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月20日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

（午後0時02分 散会）